愛媛県の未来を創る農業・農村振興条例

【制定に当たっての考え方】

令和3年2月

農業振興の条例検討プロジェクトチーム

目 次

前文		• •	1
第1条	目的	••	2
第2条	定義······		3
第3条	基本理念		5
第4条	県の責務	••	6
第5条	市町との連携等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••	7
第6条	農業者の役割	••	8
第7条	農業関係団体の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••	9
第8条	食品関連事業者の役割	1	0
第9条	県民の役割	1	1
第10条	基本計画	1	2
第11条	農業経営の安定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	3
第12条	農地の有効利用等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	4
第13条	生産基盤の整備、保全及び強靭化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	5
第14条	担い手の確保及び育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	6
第15条	女性の活躍の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	7
第16条	県産農産物等の生産の振興、付加価値の向上及び販路の拡大のための措置	1	8
第17条	環境にやさしい農業の推進等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	0
第18条	主要農作物の種子の生産等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	2
第19条	鳥獣による被害の防止	2	3
第20条	技術及び知識の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	4
第21条	中山間地域等における農業生産活動の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	5
第22条	農業及び農村に関する県民の理解の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	6
第23条	財政上の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	7
第24条	施策の実施状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	8

(前文)

愛媛県は、県土の7割を林野が占め、リアス海岸や多数の島々もあり、複雑な地勢を有している。本県の農業及び農村は、たゆまぬ努力と創意によりこのような農業経営上の不利な条件の中、かんきつ類やはだか麦の生産量を日本一とし、また、豚の飼養頭数も中四国一とするなど、それぞれの地域において、固有の農産物を生産し、その営みを通じて、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の機能を発揮することにより、県民生活を豊かで充実したものにしてきた。

しかしながら、少子高齢化の進行、人口減少、農業の担い手の不足、輸入農作物の増加、農地の荒廃など、本県の農業及び農村を取り巻く情勢は極めて厳しいものがある。一方で、令和2年に新型コロナウイルス感染症が世界規模でまん延したことにより、安全で安心な国産農産物の価値及び国内生産の重要性が改めて認識されている。

このような状況の中、本県の基幹産業である農業及び農村が持続的に発展していくためには、経営規模又は家族若しくは法人の別を問わない多様な担い手の確保や育成、農地の集積や集約化、先端技術を活用したスマート農業の推進等により、経営の安定や生産性の向上を図り、持続可能な農業経営を確立させるとともに、持続可能な開発目標(SDGs)の達成にも貢献している農業及び農村の重要性に鑑み、活力ある農業と豊かな農村社会の実現に取り組む必要がある。

さらに、本県の農業に甚大な被害を及ぼした平成30年7月豪雨による災害の経験を踏まえ、 生産性が高く災害に強い農地に再生する再編整備など生産基盤の強靱化に取り組むとともに、 自然災害等のリスクに備え、農業保険や事業継続計画の普及などにも取り組む必要がある。

ここに、私たちは、農は国の基であるとの認識を共有し、本県の農業及び農村の持続的な発展を図り、愛媛の豊かな未来を創るため、この条例を制定する。

【趣旨】

前文は、条例制定の背景や趣旨、条例全体を貫く考え方について示したもので、本則と一体となって、各条項の運用や解釈上の指針としての機能も果たすものです。

この条例は、「農は国の基(もとい)」であるとの認識を共有するとともに、本県の農業・農村の持続的な発展を図り、愛媛の豊かな未来を創るため、制定するものです。

〔解説〕

◇「前文の構成」

前文は、次のように構成されています。

≪第1段落≫

本県の地勢と、これまでの農業の取組について述べています。

≪第2段落≫

本県の農業・農村を取り巻く情勢と、国産農産物の価値と農産物を国内で生産することの 重要性が再認識されていることについて述べています。

≪第3段落・第4段落≫

今後、本県の農業・農村の発展に向けて必要な取組等について述べています。

≪第5段落≫

本条例の制定趣旨について述べています。

第1条(目的)

(目的)

第1条 この条例は、農業及び農村の振興に関する基本理念を定め、県の責務、市町との連携 等並びに農業者、農業関係団体、食品関連事業者及び県民の役割について明らかにするとと もに、農業及び農村の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を 総合的かつ計画的に推進し、もって本県の農業及び農村の持続的な発展並びに県民の豊かな 暮らしの実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、条例を制定する目的について明らかにしたもので、この条例は、農業・農村振興の基本となる理念や、県や農業者等の役割を明らかにし、さらには農業・農村振興に関する施策の基本事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進することで、本県の農業及び農村の持続的な発展並びに県民の豊かな暮らしの実現に寄与することを目的としています。

[解説]

- ◇ 「農業者」
 - 農業に従事している者を指します。
- ◇ 「農業関係団体」第2条(定義)第1号を参照。
- ◇ 「食品関連事業者」第2条(定義)第2号を参照。
- ◇ 「総合的かつ計画的に」
 - 農業・農村の振興に関する様々な施策について、総合的な観点から計画的に推進することを 意味します。
- ◇ 「本県の農業及び農村の持続的な発展並びに県民の豊かな暮らしの実現に寄与すること」 本条例を制定する究極の目的であり、本条例を適切に運用していくことで、これらの目的を 達成し、豊かな愛媛の未来を創ります。

第2条(定義)

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 農業関係団体 農業委員会ネットワーク機構、農業協同組合、農業協同組合連合会(農業協同組合中央会を含む。)、農業共済組合、土地改良区、土地改良事業団体連合会その他農業に関する団体をいう。
 - (2) 食品関連事業者 農産物に係る食品の製造、加工、流通又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。
 - (3) 農業及び農村の有する多面的機能 県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な 景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の 農産物の供給の機能以外の農業及び農村の有する多面にわたる機能をいう。
 - (4) 地産地消 県産農産物及びその加工品(以下「県産農産物等」という。) を県内で消費 することをいう。
 - (5) えひめブランド 県産農産物等であって、高品質であること等の特性により消費者に信頼感等を与えるものをいう。
 - (6) 環境にやさしい農業 環境への負荷の低減に配慮し、持続可能な生産活動を行う農業をいう。
 - (7) 有機農業 化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。
 - (8) 中山間地域等 山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の 生産条件が不利な地域をいう。

【趣旨】

本条は、この条例で用いられる基礎的かつ重要な用語について定義を示したものです。

[解説]

- (1) 「農業関係団体」…第1条、第4条第2項、第7条、第10条第3号で使用。
 - ◇ 農業委員会ネットワーク機構

農業委員会等に関する法律第42条に基づき、農業委員会ネットワーク機構として指定された一般社団法人又は一般財団法人を指します。本県では「一般社団法人愛媛県農業会議」が該当します。

◇ 農業協同組合

各地域の農業協同組合が該当します。

◇ 農業協同組合連合会

「愛媛県農業協同組合中央会」、「愛媛県信用農業協同組合連合会」、「愛媛県厚生農業協同組合連合会」、「愛媛県酪農業協同組合連合会」、「全国農業協同組合連合会愛媛県本部」、「全国共済農業協同組合連合会愛媛県本部」等が該当します。

◇ 農業共済組合

「愛媛県農業共済組合」が該当します。

◇ 土地改良区

各地域の土地改良区が該当します。

◇ 土地改良事業団体連合会

「愛媛県土地改良事業団体連合会」が該当します。

◇「その他農業に関する団体」

「公益社団法人愛媛県畜産協会」等をはじめとする、農業に関係する様々な団体が該当します。

- (2) 「食品関連事業者」…第1条、第4条第2項、第7条、第8条、第10条第3号、第16条第3号・第5号で使用。
 - ◇ 「その他の事業活動を行う事業者」 「食事の提供を行う事業者」等が該当します。
- (3) 「農業及び農村の有する多面的機能」…第3条第4号、第9条、第13条で使用。
 - ◇「水源の涵養」

農地に降った雨は地下に浸透して地下水の供給源となり、その後河川に還元されます。この機能は、大雨による洪水を緩和させるとともに、川の流量を安定させるなど、河川の水量調節の役割も果たしています。

- (4) 「地産地消」…第9条、第22条で使用。
- (5) 「えひめブランド」…第16条第2号で使用。
 - ◇ 「高品質であること等」

「等」には、「安全性が確保されていること」等の意味が含まれます。

◇ 「信頼感等」

「等」には、「安心感」等の意味が含まれます。

- (6) 「環境にやさしい農業」…第17条で使用。
- (7) 「有機農業」…第 17 条で使用。
 - ◇ 「遺伝子組換え技術」

遺伝子組換え技術とは、ある生物から目的とする遺伝子(DNA)を取り出し、別のターゲット生物への導入により、その生物に新しい性質を付与する技術のことで、品種改良の一つの方法として用いられています。

(8) 「中山間地域等」…第21条で使用。

第3条(基本理念)

(基本理念)

- 第3条 農業及び農村の振興は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。
 - (1) 地勢、気候等の多様な地域の特性に応じ、収益性の高い、安定的な農業経営が確立されるとともに、担い手が確保され、将来にわたって農業が持続的に営まれること。
 - (2) 安全で安心かつ高品質な農産物の安定的な生産及び供給並びに消費者の需要の動向に即した農業の健全な発展に資すること。
 - (3) 農村が果たしている農業の持続的な発展の基盤たる役割が適切かつ十分に発揮されること。
 - (4) 農業及び農村の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されること。

【趣旨】

本条は、農業・農村の振興を行うに当たっての基本的な考え方を示したものです。各条項の解釈・運用については、本条に照らして行います。

〔解説〕

◇ 国の食料・農業・農村基本計画(令和2年3月閣議決定)で掲げられている施策推進の基本的な視点等を参考に、本県の実情等を踏まえ、農業・農村の振興を行うに当たって特に重要なものを整理し、条例の基本理念として位置づけています。

【食料・農業・農村基本計画(令和2年3月閣議決定)の施策推進の基本的な視点】

- ・消費者や実需者のニーズに即した施策
- ・食料安全保障の確立と農業・農村の重要性についての国民的合意の形成
- ・農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化に向けた施策の展開
- ・スマート農業の加速化と農業のデジタルトランスフォーメーションの推進
- ・地域政策の総合化と多面的機能の維持・発揮
- ・災害や家畜疾病等、気候変動といった農業の持続性を脅かすリスクへの対応強化
- ・農業・農村の所得の増大に向けた施策の推進
- ・SDGsを契機とした持続可能な取組を後押しする施策
- ◇ 「農業及び農村の有する多面的機能」第2条(定義)第3号を参照。

第4条(県の責務)

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、市町、農業者、農業関係団体及び食品関連事業者その他関連事業者との連携に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、県が果たすべき役割について規定したものです。

県の役割は、農業・農村の振興に関する基本的な計画の策定や、担い手の確保・育成、県民の理解促進など多岐にわたっており、具体的な取組については第10条以降に規定しています。

[解説]

- ◇ これまでの議員提案条例と同様に、条例における県の役割を「責務」とすることにより、他の主体の「役割」よりも強い位置づけとしています。
- ◇ 県が農業・農村の振興に関する施策を策定・実施するに当たっては、国、市町、農業者、農業関係団体及び食品関連事業者その他関連事業者と連携するよう求めるものです。
- ◇ 「農業関係団体」第2条(定義)第1号を参照。
- ◇ 「食品関連事業者」第2条(定義)第2号を参照。
- ◇ 「その他関連事業者」

農業や食品に直接的に深い関連はないものの、場合によっては関わることもあるような事業者で、例えば、土木事業者、建築業者、NPO法人等が想定されます。

第5条(市町との連携等)

(市町との連携等)

第5条 県は、市町が実施する施策との整合を図るため、市町と情報交換を行う等緊密に連携するとともに、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、農業・農村の振興に関して、県が市町に対してなすべきことを規定したものです。

〔解説〕

- ◇ 食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)によると、県も市町も自らの施策を 実施する主体としては同じ立場であり、地方自治法上も対等の関係であることから、県の条例 に市町の責務まで規定することは控え、県としてなすべきことを定めるにとどめています。
- ◇ 県には、市町の自主性、独自性を重んじ、市町と連携して農業・農村の振興に取り組むことを求めるものです。

<関連法令>

○食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)

(地方公共団体の責務)

第8条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関し、国との適切な役割 分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、 及び実施する責務を有する。

第6条 (農業者の役割)

(農業者の役割)

第6条 農業者は、自らが安全で安心かつ高品質な農産物の生産及び供給並びに活力ある農村 づくりの主体であることを認識し、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとす る。

【趣旨】

本条は、基本理念の実現に向けて、農業者が果たすべき役割について規定したものです。

〔解説〕

◇ 「安全で安心かつ高品質な農産物の生産及び供給」

食は生命と生活の礎であり、食の安全・安心は、県民にとって最も身近で切実な願いの一つです。農業者には、こうした県民の願いに寄り添い、安全・安心で高品質な農産物の生産・供給に努めることを求めるものです。

◇ 「活力ある農村づくり」

農業者には、地域を支える体制や人材づくり、農村の魅力の発信、農業が有する多面的機能の発揮の促進等の取組を自らが主体となって行い、活力ある農村づくりに努めることを求めるものです。

第7条 (農業関係団体の役割)

(農業関係団体の役割)

第7条 農業関係団体は、基本理念にのっとり、農業及び農村の振興を図り、自らの機能の強化に努め、農業者の経営の安定及び生産の支援、県産農産物等の販路の開拓並びに食品関連事業者その他関連事業者との連携に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、基本理念の実現に向けて、農業関係団体が果たすべき役割について規定したものです。

〔解説〕

- ◇ 「農業関係団体」第2条(定義)第1号を参照。
- ◇ 「自らの機能強化」

農業関係団体には、農業経営の安定、食料の安定供給、農業・農村の有する多面的機能の発揮等において引き続き重要な役割を果たしていくため、その役割を効果的かつ効率的に発揮できるよう、一層の機能強化に努めることを求めるものです。

- ◇ 「農業者の経営安定及び生産の支援」 農産物の有利販売や生産資材の有利調達等を通じて、農業者の所得向上や農業生産活動を支援することを指します。
- ◇ 「県産農産物等の販路の開拓」 農業者の所得向上につながる新たな販路の開拓を指します。
- ◇ 「食品関連事業者」第2条(定義)第2号を参照。

第8条(食品関連事業者の役割)

(食品関連事業者の役割)

第8条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、県産農産物等の積極的な利用、消費の拡大及び付加価値の創出に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、基本理念の実現に向けて、食品関連事業者が果たすべき役割について規定したものです。

〔解説〕

- ◇ 「食品関連事業者」第2条(定義)第2号を参照。
- ◇ 「県産農産物等の積極的な利用、消費の拡大」 家庭や学校、病院、福祉施設、観光施設、外食産業、食品加工業者等において県産農産物等 が積極的に利用され、消費が拡大することを想定しています。
- ◇ 「付加価値の創出」 県産農作物等を活用した、消費者にとって魅力のある商品の開発等を想定しています。

第9条 (県民の役割)

(県民の役割)

第9条 県民は、基本理念にのっとり、農業及び農村の有する食料その他の農産物の供給の機能がに農業及び農村の有する多面的機能の重要性について理解を深め、地産地消等の取組を通じて農業及び農村を支援するとともに、県が行う農業及び農村の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、基本理念の実現に向けて、県民が果たすべき役割について規定したものです。

[解説]

◇ 「農業及び農村の有する食料その他の農産物の供給の機能」

農業は、人間の生命の維持に不可欠であり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要な 食料その他の農産物を供給し、農村は、農業者の生活の場として、食料を安定的に供給する基 盤の役割を果たしています。

- ◇ 「農業及び農村の有する多面的機能」第2条(定義)第3号を参照。
- ◇ 「地産地消」

第2条(定義)第4号を参照。

◇ 地産地消等の取組や施策への協力

県民が県産農産物等を県内で消費することや、県が行う農業・農村の振興に関する施策に協力することは、農産物の安定的な供給や農業・農村の有する多面的機能の維持等に寄与するとともに、本県の農業・農村の持続的な発展につながります。

第10条(基本計画)

(基本計画)

- 第 10 条 知事は、農業及び農村の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 農業及び農村の振興に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものと する。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 農業及び農村の振興に関する施策の基本的な方針
 - (2) 農業及び農村の振興に関する目標
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市町、農業者、農業関係団体及び 食品関連事業者その他関連事業者並びに県民の意見を反映するために必要な措置を講ずる ものとする。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

【趣旨】

基本理念の実現のためには、行政、農業者、農業関係団体及び食品関連事業者その他関連事業者並びに県民が同じ目標の下で連携して農業・農村の振興に取り組むことが求められます。

本条は、この共通の目標となる基本計画の策定について規定したものです。

〔解説〕

◇ 計画の策定

知事は、県の事務を管理し、執行する主体であるため、本条例に基づき、「農業及び農村の振興に関する施策の基本的な方針」、「農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」を定める「農業及び農村の振興に関する基本的な計画」を策定することとなります。

◇ 「農業関係団体」

第2条(定義)第1号を参照。

◇ 「食品関連事業者」

第2条(定義)第2号を参照。

◇ 「意見を反映するために必要な措置」の実施

パブリックコメントを実施するなど、計画等の立案に当たっては、その趣旨、内容その他の 必要な事項を公表し、広く県民の意見を求め、これを考慮して意思決定を行うこととしていま す。

なお、行政及び主要団体は、特に連携し、目標等を共有して取り組むことが求められます。

◇「これを公表する」

策定された基本計画は、県ホームページへの掲載等により、積極的に周知していくよう求めるものです。

第11条(農業経営の安定等)

(農業経営の安定等)

第 11 条 県は、農業経営の安定及び多様な発展を図るため、価格対策の充実、農業保険への加入の促進、生産の組織化その他必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

農業・農村の振興のためには、何よりも安定した農業経営と、地域の特性に応じた多様な発展が求められます。

本条は、そのために県が講ずるべき措置について規定したものです。

〔解説〕

◇ 「価格対策」

農産物等の価格の下落等により、生産者が被る経営への影響を緩和し、生産及び出荷の安定 化を図るための対策を指します。

◇ 「農業保険」

自然災害や価格下落等の農業経営における様々なリスクに対応し、農業経営の安定化を図るための制度で、米、麦、畑作物、果樹、家畜、農業用ハウス等が自然災害によって受ける損失を補償する「農業共済」と、原則全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償する「収入保険」があります。

◇ 「生産の組織化」

農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む集落営農組織等を指します。

◇ 「その他必要な措置」

「経営基盤の強化」等があります。

第12条 (農地の有効利用等)

(農地の有効利用等)

第 12 条 県は、農業生産活動に必要な農地の確保及び有効利用を図るため、農地の集積及び 集約化、遊休農地の利用の促進、荒廃農地の発生の防止等に必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

農業が将来にわたって営まれ、持続的に発展していくためには、担い手が農地を確保し、有効利用できる環境を整えることが重要です。

本条は、そのために県が講ずるべき措置について規定したものです。

[解説]

◇ 「農地の集積及び集約化」

今後、農業者の減少が見込まれる中、農業の生産基盤を維持するためには、農地の引受け手となる経営体の役割が一層重要となることから、農地を担い手へ集積し、集約化するものです。

◇ 「遊休農地の利用促進、荒廃農地の発生の防止」

農地は、農業に利用することで、農産物等の生産・供給機能のほか、県土の保全、水源の涵養、良好な景観の形成等の多面的機能が発揮されますが、遊休農地、さらには荒廃農地となると、雑草・雑木の繁茂や病害虫の発生等により、周辺で耕作している担い手農業者の迷惑になるだけでなく、地域の担い手に農地を集積する際の妨げとなる場合もあります。

かけがえのない優良農地を保全するため、遊休農地の利用促進を図るとともに、荒廃農地の 発生を防止する取組を求めるものです。

第 13 条 (生産基盤の整備、保全及び強靭化)

(生産基盤の整備、保全及び強靭化)

第 13 条 県は、農業の生産性の向上、農産物の生産の安定並びに農業及び農村の有する多面 的機能の適切かつ十分な発揮を図るため、農地、農業用用排水施設、農道等の生産基盤の計 画的な整備、保全及び強靭化に必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

基本理念の実現に向けて、農業の生産性をさらに向上させ、農産物の生産を安定させるとともに、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全といった農業・農村の有する多面的機能が十分に発揮されるように取り組むことが求められます。

本条は、そのために県が講ずるべき施策について規定したものです。

[解説]

- ◇ 「農業及び農村の有する多面的機能」 第2条(定義)第3号を参照。
- ◇「生産基盤の計画的な整備、保全及び強靱化」

農地や農業用水は、農業生産における基礎的な資源であり、農業者の減少や高齢化等が進行する中で、良好な営農条件を備えた農地や農業用水の確保と有効利用、さらに、その次世代への継承が課題となっています。このため、様々な気候風土に適した農業の多様性を活かしつつ農業生産基盤を整備・保全するとともに、長寿命化、耐震化等による強靱化を図るよう求めるものです。

第14条(担い手の確保及び育成)

(担い手の確保及び育成)

- 第14条 県は、農業の担い手の確保及び育成を図るため、経営規模の大小等にかかわらず、 意欲ある農業者、集落営農組織(集落を基礎とした農業者の生産組織をいう。)、新たに農業 に就業しようとする者等に対し、生産技術の習得及び向上、経営管理能力の向上、経営の法 人化等に必要な施策を講ずるものとする。
- 2 前項に規定するもののほか、県は、農業経営における労働力の確保等に必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

少子高齢化や過疎化等の影響により農業の担い手が減少していることから、U・I・Jターン、 定年帰農等も含め、農業の担い手となる人材を確保・育成するとともに、農業経営を行っていく 上での労働力を確保していくことが求められています。

また、経営規模の大小や中山間地域といった条件にかかわらず、意欲ある農業者、集落営農組織の農業経営の底上げにつながる対策を講じ、生産基盤の強化につなげていくことが求められています。

本条は、そのために県が講ずるべき施策について規定したものです。

[解説]

◇「担い手の確保及び育成」

農業者の減少等により、農業の持続性が損なわれる地域が発生する事態が懸念されることから、これを防ぎ、本県の農業が持続的に発展できるように、担い手の確保・育成を図るよう求めるものです。

◇「経営規模の大小等にかかわらず」

経営規模や家族・法人等の経営形態の別、中山間地域等の地理的条件などにかかわらず、施 策の対象となることを指します。

◇「経営の法人化」

農業経営を法人化することにより、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承、雇用による就農機会の拡大等、経営発展の効果が期待されます。

◇「農業経営における労働力の確保」

農繁期等において、農作業支援者、アルバイター、ヘルパーなどの労働力を、外国人材も含めて確保することを指します。

第15条(女性の活躍の推進)

(女性の活躍の推進)

第15条 県は、女性の農業及び農村における活躍を推進するため、女性農業者の経営及び地域活動への参画、連携の促進等に必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

基本理念の実現のためには、農業現場を支える多様な人材の確保、とりわけ女性農業者の確保 が重要となっています。

本条は、農業・農村において女性の活躍を推進するため県が講ずるべき施策について規定したものです。

[解説]

◇「女性の農業及び農村における活躍を推進」

農業や地域に人材を呼び込み、また、農業を発展させていく上で、農業経営における女性参 画は重要な役割を果たしていることから、女性農業者が活動しやすい環境をつくるよう求める ものです。

第 16 条 (県産農産物等の生産の振興、付加価値の向上及び販路の拡大のための措置)

(県産農産物等の生産の振興、付加価値の向上及び販路の拡大のための措置)

- 第16条 県は、県産農産物等の生産の振興、付加価値の向上及び販路の拡大を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。
 - (1) 消費者の需要の動向に即した県産農産物等の生産、加工、流通等を安定的かつ効率的に行うことができる体制の構築に関すること。
 - (2) えひめブランドの創出及び産地の育成に関すること。
 - (3) 食品関連事業者その他関連事業者との連携又は県産農産物等の生産及びその加工若しくは販売を一体的に行う事業活動により、商品開発等(商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓をいう。)を行う取組に関すること。
 - (4) 県産農産物等の国内外への販路の拡大に関すること。
 - (5) 農業者と食品関連事業者その他関連事業者との連携に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、県産農産物等の生産の振興及び付加価値の向上に関すること。

【趣旨】

基本理念の実現のためには、県産農産物やその加工品の生産振興を図ることはもちろん、その 県産農産物等が持つ付加価値の向上や、より多くの販路の確保に取り組むことが求められます。 本条は、そのために県が講ずるべき施策について規定したものです。

[解説]

◇「消費者の需要の動向に即した県産農産物等の生産、加工、流通等を安定的かつ効率的に行う ことができる体制の構築」

食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)において、食料の供給は、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならないと定められています。

消費者の需要を的確に捉え、「オール愛媛」で県産農産物等の生産、加工、流通等を安定的かつ効率的に行うができるように、関係者が目標等を共有しそれぞれが役割分担・連携を行い、 一体的に取り組める体制の構築を求めるものです。

◇ 「えひめブランド」

第2条(定義)第5号を参照。

◇ 「えひめブランドの創出及び産地の育成」

えひめ愛フード推進機構が認定する「愛」あるブランド産品をはじめとする、えひめブランドの県産農産物等を新たに創り出すとともに、その産地を育成するもので、ブランド化する品目等を特定し、生産から販売まで幅広く支援するよう求めるものです。

◇ 「食品関連事業者」

第2条(定義)第2号を参照。

◇ 「県産農産物等の生産及びその加工若しくは販売を一体的に行う事業活動」

県産農産物等の付加価値向上を目指し、農業を1次産業としてだけではなく、加工の2次産業、さらには販売の3次産業まで含め、1次から3次まで一体化した産業として農業の可能性を広げようとする、いわゆる6次産業化の取組を指します。

◇ 「役務の開発、提供若しくは需要の開拓」

ドローンや自動走行農機などの先端技術を活用した作業代行やシェアリング・リース、食品 関連事業者等と連携した収穫作業などの新たな農業支援サービスの開発、提供若しくは需要の 開拓を想定しています。

◇ 「農業者と食品関連事業者その他の事業者との連携」

家庭における県産農産物等の需要拡大を図るとともに、生活スタイルの多様化等を背景として、家庭内で行われていた調理や食事を家庭外に依存する食の外部化・簡便化が進展する中、中食・外食における県産農産物等の需要拡大も図るため、産地における安定供給体制の整備や安定的な取引関係の確立等に向けて事業者と連携するよう求めるものです。

第17条(環境にやさしい農業の推進等)

(環境にやさしい農業の推進等)

第17条 県は、環境にやさしい農業を推進するため、有機農業をはじめとする化学的に合成された肥料及び農薬等を低減した農業の推進並びにその農産物の認証、消費者の環境にやさしい農業についての理解の促進等の施策を講ずるものとする。

【趣旨】

農業生産活動は、自然界の物質循環を活かしながら行われており、環境と調和した持続可能な 農業は重要なテーマとなっています。このため、環境にやさしい農業を推進するとともに、消費 者の購買活動がこれを後押しする持続可能な消費の促進を図ることが求められます。

本条は、環境にやさしい農業の推進等に関して、県が講ずるべき施策について規定したものです。

[解説]

◇ 「環境にやさしい農業」

第2条(定義)第6号を参照。

環境にやさしい農業とは、例えば、家畜ふん尿などの資源(有機物)から堆肥をつくり、これを使って作物の栽培に必要な土づくりをしたり、化学肥料や化学合成農薬を減らしたり使わない技術を用いたりすることによって、環境と調和のとれた農業生産活動を行うものです。

◇ 「有機農業」

第2条(定義)第7号を参照。

- ◇ 「化学的に合成された肥料及び農薬等」 「化学的に合成された肥料及び農薬等」の「等」とは、土づくり資材等を指します。
- ◇「その農産物の認証」

環境にやさしい農業で作られた農産物の認証制度として、次のものがあります。

≪国が登録した登録認定機関が認証する農産物≫

・ 有機農産物 … 有機 J A S 規格に従い、禁止された化学肥料や農薬を使用しないで生産 され、さらに認定機関の検査を得て認証された農産物です。

≪県が認証する農産物(エコえひめ農産物)≫

- ・ 農薬・化学肥料不使用農産物 …生産過程等において節減対象農薬及び化学肥料 (窒素成分量)を使用しない栽培方法によって生産された農産物です。
- ・特別栽培農産物 … 国の特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づき、節減対象農薬及び化学肥料 (窒素成分量)の使用を、栽培基準に対してそれぞれ 5 割以上削減する栽培方法によって生産された農産物です。
- ・ 県認証農産物 …特別栽培農産物等のうち、節減対象農薬及び化学肥料(窒素成分量) の使用を、栽培基準に対してそれぞれ3割以上5割未満(または、それぞれ3割以上 で節減対象農薬及び化学肥料(窒素成分量)のいずれかを5割以上)削減する栽培方 法によって生産された農産物です。
- ・ 県認証農産物 (養液栽培) … 特別栽培農産物等のうち、節減対象農薬の使用を、栽培 基準に対して3割以上削減し、養液栽培適用基準を満たした栽培方法によって生産さ れた農産物です。

・ 県GAP認証農産物 … 上記の農産物であって、県が別に定める生産工程管理基準の全 てに適合する生産体制により生産された農産物です。

≪県が認定する農業者 (エコファーマー) が生産する農産物≫

・ エコファーマーが生産した農産物 … エコファーマー (土づくりと化学肥料、化学合成 農薬の使用低減に一体的に取り組む計画を作成し、知事に認定された農業者) が土づ くりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減技術を活用して生産した農産物のことです。

第18条(主要農作物の種子の生産等)

(主要農作物の種子の生産等)

第18条 県は、主要農作物(稲、はだか麦、小麦及び大豆をいう。)の優良な種子の生産、供給及び普及を促進するため、必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

主要な農作物である稲、麦(はだか麦、小麦)及び大豆の優良な種子は、本県の水田農業の発展に不可欠であり、食料の安定供給と消費者の安全・安心の確保の根幹をなすものです。

また、中山間地域等の生産条件に恵まれない水田を抱える本県では、それぞれの地域において、 気象条件に応じた産地づくりに必要な優れた品種の選定が重要であり、こうした公共的な性質を 持つ種子の安定供給については、これまで県が中心的な役割を果たしてきたところです。

本条は、主要農作物の種子の生産等の役割に関して、今後も引き続き県が担うことについて規定したものです。

〔解説〕

◇ 「主要農作物」

本条で主要農作物として定義している稲、はだか麦、小麦及び大豆は、廃止された主要農作物種子法、及びその廃止に合わせて制定された愛媛県主要農作物(稲、麦及び大豆)採種事業実施要領においても定義に含まれています。それらの優良な種子の確保は、本県の農業の発展に不可欠であり、また、食料の安定供給と消費者の安全・安心の確保の根幹をなすものであることから、本条においても定義しています。

第19条(鳥獣による被害の防止)

(鳥獣による被害の防止)

第 19 条 県は、農業及び農村の持続的な発展を図るため、有害鳥獣の捕獲、鳥獣による被害の防除、鳥獣による被害を防止するための地域の体制づくりその他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

野生鳥獣による農業の被害が全国的に問題となっている中、本県においても、農作物の食害のほか、農地や石垣が荒らされるなど被害は年々深刻化しており、農業者等の生産意欲の後退につながる大きな問題となっています。

また、鳥獣による被害は、農業生産だけでなく、農村の生活環境にも影響を及ぼしています。 本条は、こうした鳥獣による被害を防止するため、県が講ずるべき施策について規定したもの です。

[解説]

◇ 「有害鳥獣」

本県の農作物に被害を及ぼす主な有害鳥獣としては、イノシシ、サル、シカ、ヒヨドリ、カラスなどが挙げられます。

- ◇ 「鳥獣による被害を防止するための地域の体制づくり」
 - 有害鳥獣の捕獲等に携わる人材の不足や、野生鳥獣の生息域の拡大等による鳥獣被害の深刻 化・広域化に対応するため、若者を中心とした鳥獣害対策を担う人材の確保・育成や捕獲組織 の強化など、市町や猟友会、農業関係団体等が連携し、地域が主体的に鳥獣害に立ち向かう体 制づくりを求めるものです。
- ◇ 鳥獣害対策は、総合的に対策を講じなければ被害は減少しません。そのため、里山等に出没する有害鳥獣を捕獲する「攻め」、防護柵等を整備し、鳥獣の侵入を防ぐ「守り」、個人で対応するだけでなく、地域全体での取組を推進する「地域体制づくり」の3つの対策を、集落・関係機関等が一体となって、粘り強く進めるよう求めるものです。

第20条(技術及び知識の向上)

(技術及び知識の向上)

第 20 条 県は、農業及び農村の振興に資する技術及び知識の向上を図るため、農産物の高品質化、新品種の開発、生産性の向上等に関する研究開発の推進、情報通信技術その他の先端技術の活用、大学及び民間等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるとともに、その成果の普及に努めるものとする。

【趣旨】

国内外から多くの農産物が流通する中、それらの農産物との競争に打ち勝つためは、農産物の高品質化、新品種の開発、生産性の向上等につながる技術と知識の向上を図ることが求められます。

本条は、農業・農村の振興に資する技術と知識の向上のため、県が講ずるべき施策等について 規定したものです。

〔解説〕

- ◇ 「情報通信技術その他の先端技術の活用」 情報通信技術 (ICT)、人工知能 (AI)、インターネット・オブ・シングス (IoT)、 ロボット等の先端技術を活用したスマート農業の推進を図るものです。
- ◇ 「大学及び民間等との連携」 農業生産の現場のニーズに即した様々な課題に対応した研究開発を行うため、基礎研究・応 用研究・実用化研究等を行う大学や民間企業等と連携するものです。

第21条(中山間地域等における農業生産活動の振興)

(中山間地域等における農業生産活動の振興)

第 21 条 県は、中山間地域等に適した農業生産活動が継続的に行われるよう生産基盤及び定住環境の整備その他農業の生産条件に関する不利を補正するために必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

県土の約7割を占める中山間地域における農業生産活動では、農業生産だけではなく、県土や 自然環境の保全、良好な景観の形成等の機能が発揮されており、これらを次世代に維持・継承す るため、農業生産活動を振興していくことが求められます。

本条は、中山間地域等における農業生産活動の振興のため、県が講ずるべき施策等について規定したものです。

[解説]

◇「中山間地域等」

第2条(定義)第8号を参照。

◇ 「中山間地域等に適した農業生産活動」

中山間地域等の小規模農家をはじめとした多様な経営体が、地形による制約等不利な生産条件を有する一方で、清らかな水、冷涼な気候等を活かした農作物の生産が可能である点を活かし、それぞれにふさわしい農業生産活動を行うことを指します。

◇ 「生産基盤及び定住環境の整備」

中山間地域等の特色を活かした営農と所得の確保に向けて、農業生産を支える水路、圃場等の基盤整備を行うとともに、中山間地域等で安心して住み続けられるように、住居、情報基盤、交通等の生活インフラ等を整備するものです。

◇ 「農業の生産条件に関する不利」の「補正」

平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な中山間地域等において、適切な農業生産活動の継続による多面的機能の確保を図るため、中山間地域等直接支払制度の活用等により、平地との農業生産条件の差を補うものです。

第22条(農業及び農村に関する県民の理解の促進)

(農業及び農村に関する県民の理解の促進)

第22条 県は、農業及び農村の果たす役割に関する県民の理解の促進を図るため、県民に対する農業及び農村に関する情報の提供、地産地消及び食育の推進、食文化の維持保存、都市と農村の交流等の県民と一体となって取り組む施策を講ずるものとする。

【趣旨】

農業・農村は、食料その他の農産物を供給する機能のみならず、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など多面にわたる機能を有しており、その振興を行うに当たっては、農業・農村の有する価値と役割に関して県民の理解を深めてもらうことが重要です。

本条は、農業・農村に関する県民の理解促進のため、県が講ずるべき施策等について規定したものです。

〔解説〕

◇ 「農業及び農村の果たす役割」

農業・農村は、食料その他の農産物を供給する機能のほか、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など多面にわたる機能を発揮し、私たちの生活を豊かで充実したものにしています。

◇ 「地産地消」

第2条(定義)第4号を参照。

◇ 「食育」

食育とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な 食生活を実現することができる人間を育てることです。

◇ 「食文化の維持保存」

伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等、地域の伝統のある優れた食文化を維持・保存していくものです。

◇ 「都市と農村の交流」

食料の供給機能や、自然環境の保全などの多面的機能を支える農業・農村の重要性について、 グリーン・ツーリズム(農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余 暇活動)や、都市近郊の農地における農業体験等による都市と農村の交流を通じて、県民の理 解を深めようとするものです。

第23条(財政上の措置)

(財政上の措置)

第23条 県は、農業及び農村の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、農業・農村の振興に関する具体的な施策の策定及び実施に当たり、必要な予算措置に努める必要があることを明らかにしたものです。

〔解説〕

◇ 「財政上の措置」

予算案の作成、議会への提出、予算の執行等の一連の予算措置を指すものであり、各条に規定する「必要な施策・措置」が円滑に講じられるようにするための前提となる予算措置を指しています。

第24条(施策の実施状況の公表)

(施策の実施状況の公表)

第24条 知事は、毎年度、農業及び農村の振興に関する施策の実施状況を公表するものとする。

【趣旨】

本条は、県が、毎年度、農業・農村の振興に関する施策の実施状況を把握し、県民に広く公表することについて規定したものです。

[解説]

- ◇ 「農業及び農村の振興に関する施策」 本条例に規定する農業・農村の振興に関する施策を指します。
- ◇ 「実施状況を公表する」 施策の実施状況については、県ホームページへの掲載等による公表が想定されます。